

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、しかるべき手続きはお済みでしょうか？
 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

令和2年分の所得税から変わる 青色申告特別控除額と基礎控除額



令和2年分の所得税から、青色申告特別控除額と基礎控除額が改正されました。所得にどの程度影響が生じるか、確認しましょう。

改正の概要

平成30年度税制改正により、令和2年分以降の所得税において、青色申告特別控除額と基礎控除額は、次の通りとなりました。

控除の種類	控除額		
	～令和元年分	令和2年分～	
青色申告特別控除	10万円	10万円	
	65万円	これまでの要件に加え、次の左の場合に応じてそれぞれ右の金額	
		次のいずれかを行っている場合 電子申告 電子帳簿保存 上記以外	65万円 55万円
基礎控除	38万円	以下、左の合計所得金額に応じてそれぞれ右の金額	
		2,400万円以下	48万円
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円
		2,500万円超	0円

青色申告特別控除

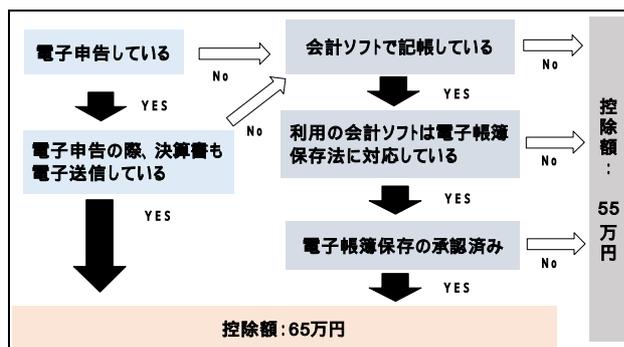
1.従来の【65万円控除】の要件

個人で不動産の賃貸収入を得ていた、事業を行っていたりする場合に、予め「青色申告」の申請をすることで、所得税の計算上、いくつかの特典を得ることができます。そのうちの1つが「青色申告特別控除」です。

「青色申告特別控除」は、儲け(所得)から一定の控除額を差引くことができる制度です。控除額の上限は、令和元年分までは、次の要件に応じてそれぞれ次の金額でした。

所得の種類	要件	控除額
・不動産所得 (不動産賃貸) ・事業所得 (個人経営)	次のすべてに該当 正規の簿記の原則(複式簿記)での記帳に基づく貸借対照表及び損益計算書の作成を確定申告書に添付した上で確定申告の申告期限内に提出 事業所得がなく不動産所得のみの場合は、その不動産所得を生ずべき取引が事業としての規模であること (例.10室以上のアパート賃貸)	65万円
	上記以外	10万円
・山林所得	-	10万円

これが改正により、65万円の控除(以下、65万円控除)に要件が加わり、この要件を満たさない場合には、控除額が10万円低い55万円になりました。この新たな要件と控除額をフローチャートにしたのが、次の図です。



2.電子申告と電子帳簿保存

新たな要件である、「電子申告」や「電子帳簿保存」の概要は、次の通りです。

(1)電子申告

「電子申告」とは、e-Tax による申告をいい、インターネットを利用して、国税の申告書等を提出することを指します。

要件を満たすには、確定申告書の他、青色申告決算書(平均課税の適用を受ける場合は、変動所得・臨時所得の平均課税の計算書)も電子申告しなければなりません。



(2)電子帳簿保存

「電子帳簿保存」とは、予め税務署へ申請を行って承認を受けた上で、帳簿を電子データで保存することをいいます。

この承認を受けるには、一定の要件に該当する必要があります。

また、申請には期限があり、原則は帳簿の備付けを開始する日の3ヶ月前の日までに申請書を税務署へ提出しなければなりません。ただし、令和2年分に限り、令和2年9月30日までに提出を行い、同年中に承認を受け、同年12月31日までの間に電子帳簿保存を行うことで、令和2年分から65万円控除を受けることができます。

基礎控除

いくら変動する？

基礎控除は、合計所得金額から控除する“所得控除”の1つであり、これまで誰もが適用できる所得控除でした。

それが今回の改正により、控除額が48万円へと10万円引き上げられたものの、合計所得金額が2,400万円を超えると、合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超えると控除が受けられないこととなりました。

今回ご案内した改正について、新たな要件を満たすか否かによって受けられる青色申告特別控除額、および各々の合計所得金額に応じた基礎控除額、並びにこれら控除額の合計額と、これまでと比べていくら変わるのか、一覧表にしました。ご自身の控除額がいくら変動するのか、確認してみましょう。

【令和2年分以降の青色申告特別控除 1と基礎控除額】

青色申告特別控除 1		基礎控除		合計額 (改正前との差額 2)
新たな要件	控除額	合計所得金額	控除額	
次のいずれかを行っている 電子申告 電子帳簿保存	65万円	2,400万円以下	48万円	113万円(+10万円)
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	97万円(6万円)
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	81万円(22万円)
		2,500万円超	0円	65万円(38万円)
上記以外	55万円	2,400万円以下	48万円	103万円(0円)
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	87万円(16万円)
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	71万円(32万円)
		2,500万円超	0円	55万円(48万円)

(1)10 万円の控除は改正されていないため、ここでは省略しています。
(2)“+”であれば控除額が多くなり、税金が減ります。“-”はその逆です。

(出典:MyKomon)

お仕事カレンダー

3月10日(火)	源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付(2月分)
3月16日(月)	確定申告の提出期限(所得税・住民税) 所得税納付期限(現金納付) 贈与税の申告の提出・納付期限 所得税の総収入金額報告書提出期限 個人の青色申告の承認申請期限
3月31日(火)	1月決算法人の申告・納税、7月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 4月・7月・10月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限(現金納付)



お仕事備忘録



- 1. 国外財産調書の提出**・・・居住者(非永住者以外の居住者に限られます。)が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日(今年は3月16日)までに提出しなければなりません。
- 2. 財産債務調書の提出**・・・平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日(今年は3月16日)です。
- 3. 確定申告の税額の延納の届出書**・・・確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日(今年は3月16日)、延納期限は納付した年の5月31日(今年は6月1日)です。
- 4. 所得税の更正の請求**・・・確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、その申告期限(3月15日、今年は3月16日)から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。
- 5. 65歳以上の雇用保険料免除措置が終了**・・・法改正により、平成29年1月から65歳以上の労働者も「高齢被保険者」として雇用保険の対象となりましたが、経過措置として雇用保険料は免除されていました。その経過措置が令和元年度をもって終了することから、令和2年4月以降は65歳以上の被保険者からも雇用保険料を徴収する必要があります。

一部の地域については、確定申告等の期限が延長されておりますのでご確認ください。